

復興大臣

牧 野 たかお 様

震災からの復旧・復興対策に係る

要

望

書

令和8年7月

宮城県議会議長 佐々木 幸 士

震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、15年4か月が経過しました。これまで、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめ、特別な財政支援の枠組を整備していただいたほか、震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただくとともに、集中復興期間後も、被災地方公共団体に相当程度配慮していただき、心から感謝しております。令和8年度から令和12年度までの5年間で第3期復興・創生期間と位置付け、被災地方公共団体の課題解決に向けた支援を講じていただいているところであり、本県においても被災者の生活再建及び産業等の復興完了に向け、県民一人一人が着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、御遺族や被災した方々の心のケアをはじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の見守り・相談支援や交流の場の確保、震災伝承の取組など、被災地は様々な中長期的課題を抱えており、継続的な対応が求められています。

また、福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に関しては、多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の風評被害について収束が図られておらず、さらに、農林水産物等の出荷制限に伴う実害のほか、原発事故に起因する風評による被害は依然として深刻です。本県の生産者・事業者は、気候変動等の厳しい環境下にあっても懸命な努力を続けておりますが、自助努力のみでは克服し得ない原発事故の影が足かせとなっています。県内産業はこのような大変厳しい状況にあり、県民に大きな不安を与えているとともに、本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

加えて、廃炉作業の最難関とされる燃料デブリの取り出し本格化に向けた動きが進んでおり、県民の不安は増幅する一方です。

国は、原発事故の収束に向け、責任を持ち、かつ前面に立って万全の対策を講じていただく必要があります。

本県が抱える様々な課題を解決し、震災からの真の復旧・復興を成し遂げるためには、自助努力はもとより、国による財政支援に加え、各種の規制緩和など、長期にわたる特例的な支援が必要です。また、原発事故に関して、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、被災地の実態に即した特例的な財政支援の継続や復旧・復興に係る各種制度の改善・拡充を図っていただくほか、原発事故への対応について、国の責任の下、今後とも確実な対策が講じられるよう、次のとおり要望いたします。

要 望 項 目

1 東日本大震災復興関連予算の確実な措置

本県では、国をはじめとする国内外の多くの皆様からの心温まる御支援を頂きながら、県民一丸となって復旧・復興に向けて懸命に努力を続けています。

これまでも国においては、特例的な財政支援や復興特区制度など、手厚い措置を講じていただきましたが、令和8年度からの第3期復興・創生期間において、心のケアや被災した子どもに対する支援等の中長期的な取組が必要な課題については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、ソフトランディングのため真に必要な範囲で引き続き復興施策により対応していただくこととなっております。

つきましては、被災地の復興完了に向けた取組を確実に進めるため、今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、コミュニティーの再生や見守り活動等、本格的な自立の実現に資する事業等に対する特例的な措置については、引き続き必要な財政措置を講じるよう求めます。

2 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援

原発事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路を回復するための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を継続的に行うとともに、請求手続のさらなる改善について取り組むよう、指導することを求めます。

特に、処理水の処分については、令和5年8月24日から海洋放出が開始されています。

本県では従来から一貫して海洋放出以外の処分方法の継続検討とともに、県民が不利益を被ることのない万全な風評被害の対策、事業者のなりわい支援及び損害の迅速かつ適切な賠償を求めてまいりましたが、一部の国・地域における禁輸措置について、本県は引き続き対象となっており、県内の水産業や水産加工業等に甚大な実害が発生しています。

つきましては、東京電力ホールディングス株式会社をしっかりと指導・監督し、被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償が進むよう、強く指導することを求めます。

さらに、今回の水産業関連で発生した処理水放出にかかる実害は、国の外交政策にも関連があることから、国が前面に立ち、引き続き主体性や責任を持って、セーフティーネットの仕組みの構築や、本県産品に対する禁輸措置の一刻も早い解除への働きかけなど、多様な措置を講じるよう強く求めます。

また、地方公共団体の被害対策経費について、県民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホールディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税返還の手続き負担が生じない制度の創設を求めます。

3 福島第一原子力発電所に係る処理水対応・廃炉等の措置

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針」において決定した海洋放出処分が令和5年8月24日に開始されましたが、ナマコやアワビについては処理水の海洋放出後に一部の国・地域が講じた禁輸措置により、国内価格が下落していることから、影響を受けた事業者等に対して、東京電力ホールディングス株式会社が主体性を持って被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償を行うよう、国がしっかりと指導・監督することを強く求めるとともに、一部の国・地域における本県産品に対する禁輸措置の一刻も早い解除に向け引き続き働きかけることを強く求めます。

同時に、輸入規制していない国・地域への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、特に韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤについては、国内外における消費拡大に対する国の積極的な支援を求めます。

さらに、引き続き風評被害の発生を防ぐため、処理水の海洋放出以外の処分方法の継続検討を求めるとともに、処理水に含まれるトリチウムをはじめとする放射性物質除去技術の研究開発促進、国民・国際社会の理解醸成への取組推進及び関係団体の意見を反映した風評対策・なりわい支援の継続的な実施を求めます。

加えて、福島第一原子力発電所の廃炉対策に当たっては、政府として国内外に正確な情報を迅速かつ分かりやすく、そして丁寧に説明し、万が一にも事故や被害が発生しないよう同社を指導・監督し、万全な体制を構築されるよう求めます。

4 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

原発事故に伴う放射線・放射能による影響等について、国民一人一人が正しく理解し、不安を解消できるよう、国はリスクコミュニケーションへの取組を強化するとともに、様々な機会を捉え、より効果的な手段で正しい知識の普及啓発を積極的に図るよう求めます。特に、本県産農林水産物をはじめとする食品については、いまだに完全な風評払拭には至っていないことから、今後も国の責任の下で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品

関係事業者等に対し、食品に含まれる放射性物質の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるよう確実に普及啓発を行うよう求めます。

5 放射能に汚染された廃棄物の処理及び除染土壌等の処分

放射性物質を含んだ廃棄物の処理及び除染土壌等の処分を促進するためには、国民に対して分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であり、放射性物質に関する正しい知識の普及啓発や国民の理解醸成に向けた国の取組の一層の充実を求めます。

あわせて、放射性物質を含んだ廃棄物の処理を県全体で進めるために必要な取組に対する十分な財政・技術的な支援については、引き続き国が責任をもって行うとともに、指定廃棄物問題は、解決までの間、保管の強化や遮蔽の徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うことを求めます。

加えて、除染により発生した除去土壌や除染廃棄物の処分が完了するまでは、保管市町が行う処分や保管に係る取組に対して、財政的・技術的な支援などを地域の実情に応じて実施するよう求めます。

6 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援

東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承し、命を守る防災対策を強化するためには、伝承活動に対する国及び社会全体の支援体制の拡充が必要不可欠です。災害による犠牲者のない社会と被災地の復興完了を実現する上で、伝承活動は重要な役割を担っています。

東日本大震災から15年余りが経過し、伝承活動に携わる人材の高齢化や、震災後に生まれた被災経験のない子どもたちの増加等、新たな課題も発生しています。

「震災遺構」については、国の支援制度はなく、管理する自治体は入館料や寄附金などで負担軽減を図っていますが、企業等からの寄附金なども減少している中で、活動資金の確保や人材育成など、今後の活動に様々な課題を抱えている地域が多くあり、伝承活動団体や施設管理団体からは、運営に頭を悩ませている旨の声が寄せられています。

東日本大震災の記憶と教訓継承の取組を通じて記憶の風化を防止し、国内外連携による防災力の向上を図るためには、国、地方公共団体、地域、伝承団体など、社会全体が一体となった取組の推進が不可欠です。

つきましては、我が国全体の防災力を高めるため、地方公共団体や伝承団体等への財政的、人的な支援制度を構築し、未来永劫へと続く伝承活動に対し、強力な支援措置を講じるよう求めます。

7 「防災教育と災害伝承の日」の制定と施設の充実

近年、全国的に大地震や集中豪雨等による甚大な被害が発生しており、今後起こり得る大

規模災害に備えるためには、これまでの自然災害の記憶や教訓を風化させることなく、しっかりと後世に伝え継いでいくことが重要です。

こうした中、被災地の枠組みを超えた取組として防災教育と災害伝承の実践が求められており、その重要性を全国的に広めていくことを目的として、防災を専門とする有識者などにより「防災教育と災害伝承の日」の制定に向けた呼びかけが展開されています。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災と同じ悲しみを繰り返さないためにも、3月11日を「防災教育と災害伝承の日」として制定し、防災教育と災害伝承の活動を全国的に展開していくよう求めます。

加えて、東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の絆を育み、震災の経験と教訓を後世に伝え、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくため、国において、最大の被災県である本県に震災津波博物館等の複合拠点施設の整備又は、「みやぎ東日本大震災津波伝承館」施設の整備充実を図るよう求めます。

8 産業・なりわいの復興に向けた支援

東日本大震災に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業において、事業者の責めに帰さない事由により令和8年度内の事業完了が困難なものについては、令和9年度への繰越手続の簡素化を講じるほか、再交付決定が必要なものについては、再予算化が図られるよう求めます。

加えて、財産処分制限の運用について、事業者が社会経済・海洋環境の変化に合わせた設備・機器の転用や入替等を行う場合には、一定の条件の下に、国庫補助金納付を免除する等の柔軟な対応を求めます。

これまでの復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工業者はおおむね事業を再開していますが、売上の回復に遅れが見られるほか、人手不足や県内魚市場の水揚量の減少等に伴う加工原料の不足、原料価格や電気料金高騰、資金繰りの悪化など、現在も課題が山積している状況です。

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備、東北復興水産加工品展示商談会の継続、被災地の人材確保、加工原料の安定確保など、水産加工業者の取組に対する国の支援について財源措置を拡充するとともに、返済期間・猶予期間の延長など資金融通の円滑化や事業継続に向けた計画策定の支援を求めます。また、燃料価格高騰や電気料金高騰などに対する国による新たな支援制度の創設など、水産加工業者の実情に応じた支援を求めます。

9 移転元地の利活用の促進

被災自治体が防災集団移転促進事業により買取りを行った移転元地は、小規模であり、また、公有地と民有地が混在している等の理由から、特に沿岸部において利用が進んでいない状況にあります。

国においては、これまでも「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」等を示していただいたほか、所有権移転登記に係る登録免許税の免税措置を講じていただいておりますが、移転元地の利活用の促進を図るため、被災自治体が行う移転元地の集約等の事業に係る費用に対し、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」のような補助金の創設等、東日本大震災復興交付金の効果促進事業に代わる財政支援を行うよう求めるとともに、第3期復興・創生期間においても上記の免税措置の延長を求めます。

加えて、移転元地について、利活用の検討を支援するための「土地活用ハンズオン支援事業」のような制度を創設するよう求めるとともに、実際に利活用が図られるまでに要する除草等の直接的な維持管理費用に対し、財政支援を行うよう求めます。

10 災害援護資金の償還期限の柔軟な措置と償還免除に伴う財政支援

東日本大震災に係る災害援護資金について、計画どおり償還出来ずに滞納が増加しているほか、貸付期間の長期化に伴い、今後も継続的な債権管理が必要なため、更なる支援が不可欠です。

現在、東日本大震災財特法施行令第13条第5項による免除特例の定義が示されていないことから、その定義を示すとともに、資力の回復が困難と市町が認めた場合、期間の短縮を可能とすることを求めます。

また、借受人が行方不明の場合、支払猶予の対象となる一方、償還免除の対象とはならないことから、償還免除の対象範囲を拡大するほか、市町の債権回収に要する経費や償還免除に係る県負担分の増加が一層見込まれるため、必要な財政支援を講じることを求めます。

11 被災者の心のケア対策のための財源確保

本県においては、東日本大震災による度重なる生活環境の変化などから、深刻化・複雑化した心のケアに関する問題については、中長期的に、切れ目なく取り組む必要があり、市町村と連携した地域支援を継続することとしています。

また、本県では、「第3期復興・創生期間」の心のケア対策について、復興事業から一般施策へ移行し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や自死対策の取組として引き続き実施していくこととしています。

このことから、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方

針の変更について」(令和7年6月20日閣議決定)に基づき、心のケア対策等の被災者支援に必要となる十分な予算措置を行うよう求めます。